

第 13 次鳥獣保護管理事業計画策定のための検討事項について

1 主な計画事項に関する課題

(1) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 第 13 次事業計画期間中に存続期間満了となる 10 地区（特別保護地区 4 地区を含む）の更新を検討。（※別紙-1 参照）

(2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項（※資料 1 - 2 参照）

- 狩猟禁止鳥獣に指定されているツキノワグマについて、生息状況や人身被害等を考慮し、狩猟禁止鳥獣の継続の是非について検討。

(3) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟具に関する事項

- 第 13 次事業計画期間中に存続期間満了となる 8 地区の更新を検討。（※別紙-1 参照）

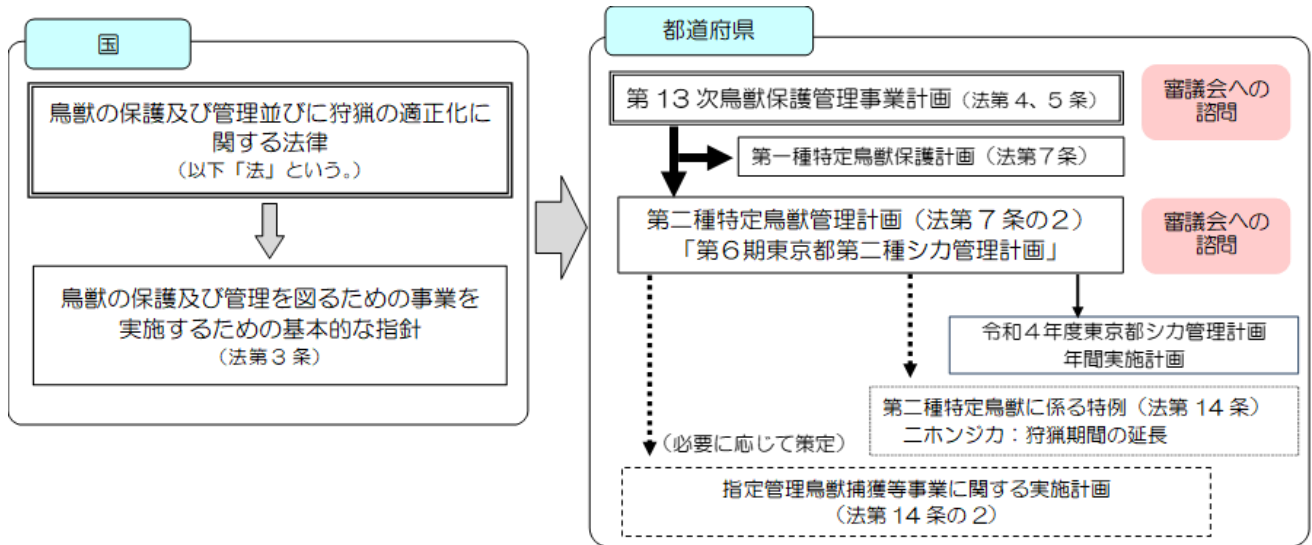
(4) 特定計画に関する事項

- 第 2 種シカ管理計画の改訂

(5) その他（※資料 1 - 3, 1 - 4 参照）

- イノシシについて、救護対象から除外することの是非について検討。
- 全国同様に都内においても、ニホンジカやイノシシ等の大型ほ乳類の市街地出没件数が増加傾向にあることから、都内で出没した際の対応方針、関係機関との連絡体制の強化を図ることについて検討。

2 鳥獣保護管理事業計画の体系



3 第12次鳥獣保護管理事業計画と今回検討する第13次鳥獣保護管理事業計画の比較

事項	第12次計画	ページ	第13次計画(案)	変更のポイント・留意点
第一 計画期間	平 29.4.1. ～平 34.3.31	p1	令 4.4.1～令 9.3.31	令和3年度に自然環境審議会付議
第二 鳥獣保護区等	(1) 方針 1) 指定期間 ● 20年以内(期間半ばで調査を実施し、必要に応じて計画や区域の見直し等を行う) 2) 区域の指定等 ● 当該鳥獣の保護のために重要と認める区域を指定	p1	(1) 方針 第12次計画から変更なし。 (2) 指定計画 ● 現時点では、新規追加候補はない。 ● 区市町村等ヒアリングや令和3年度委託調査により指定の必要性がある区域があれば追加する。 ● 計画期間内に存続期間満了を迎える保護区(10地区)については、更新を検討する。	○存続期間満了となる鳥獣保護区(特別保護地区を含む)は、指定目的及び鳥獣保護区の管理状況調査報告書等から鳥獣の生息状況、環境変化等を勘案し、期間の延長(20年を想定)を検討する。
第三 鳥獣の人工増殖に関する事項	(略)	p12	(略)	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (2) 狩猟鳥獣 ● ツキノワグマを特に保護を図る必要がある対象狩猟鳥獣と認め、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで狩猟禁止とする。	p14	1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (2) 狩猟鳥獣 ● ツキノワグマの狩猟禁止の継続の是非を検討する。	○2017～2020年のツキノワグマ生息状況等調査結果を踏まえ、第12次事業計画の方針を継続することの是非を検討する。
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	1 特定猟具使用禁止区域	p36	1 特定猟具使用禁止区域 ● 計画期間内に存続期間満了を迎える特定猟具使用禁止区域(8区域)については、更新を検討する。	○特定猟具使用禁止区域の期間の延長(10年を想定)を検討する。
第六 特定計画に関する事項	10 計画の見直し ● 計画が終期を迎えたときは、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。	p38	10 計画の見直し ● 第2種シカ管理事業計画の改訂の是非を検討する。	○ツキノワグマ、イノシシについては、生息状況調査の結果により、第12次事業計画時点から生息域の広がりは見られるものの、生息数に大きな変化はないことから、第12次事業計画の方針を継続することの是非を検討する。
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	(略)	p44	(略)	
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	(略)	p49	(略)	
第九 その他	1 傷病鳥獣救護の基本的な対応 2 油等による汚染に伴う水鳥の救護 3 感染症への対応 4 普及啓発 5 小笠原諸島における鳥獣保護区等について	p55	1 傷病鳥獣救護の基本的な考え方 ● 近年、個体数増加や農作物被害が見受けられるイノシシ(指定管理鳥獣)について、救護対象から除外することの是非を検討する。 6 大型ほ乳類の市街地出没への対応について ● 新たに「大型ほ乳類の市街地出没への対応」の項目を追加することの是非を検討する。	

■第 13 次事業計画期間中（令 4. 4. 1～令 9. 3. 31）に存続期間が満了となる地区等

表 1. 鳥獣保護区・特別保護地区

No.	名称	指定区分	存続期間（20 年間）	
			開始日	終了日
1	村山山口	身近な鳥獣生息地	平成 18 年 11 月 1 日	令和 8 年 10 月 31 日
2	高尾	森林鳥獣生息地	平成 14 年 11 月 1 日	令和 4 年 10 月 31 日
3	奥多摩	森林鳥獣生息地	平成 16 年 11 月 1 日	令和 6 年 10 月 31 日
4	奥多摩湖	森林鳥獣生息地	平成 17 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日
5	多摩川	身近な鳥獣生息地	平成 18 年 11 月 1 日	令和 8 年 10 月 31 日
6	秋川丘陵	身近な鳥獣生息地	平成 16 年 11 月 1 日	令和 6 年 10 月 31 日
7	大島泉津	身近な鳥獣生息地	平成 17 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日
8	井の頭恩賜公園	身近な鳥獣生息地	平成 17 年 3 月 31 日	令和 6 年 10 月 31 日
9	上野恩賜公園	身近な鳥獣生息地	平成 18 年 3 月 25 日	令和 7 年 10 月 31 日
10	東京港	集団渡来地	平成 18 年 11 月 1 日	令和 8 年 10 月 31 日

注) ■：特別保護地区を含む

表 2. 特定猟具使用禁止区域（銃器）

No.	名称	存続期間		備考
		開始日	終了日	
1	大島南部	平成 23 年 11 月 1 日	令和 3 年 10 月 31 日	
2	元町岡田	平成 23 年 11 月 1 日	令和 3 年 10 月 31 日	大島
3	神津島	平成 24 年 11 月 1 日	令和 4 年 10 月 31 日	
4	利島	平成 27 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日	
5	八丈島三根大賀郷	平成 27 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日	
6	八丈島檜立	平成 27 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日	
7	八丈島中之郷	平成 27 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日	
8	八丈島末吉	平成 27 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日	

※中央環境審議会自然環境部会 第19回鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（R3.5.21）資料

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 論点ごとの主な変更点（案）

- ・ 基本指針は5年ごとに見直すこととしており、現行基本指針（平成28年10月告示）は、令和3年度秋までに変更予定。
- ・ 平成27年の改正法施行から5年が経過していることも踏まえ、法の施行状況及び鳥獣の保護及び管理に関する社会状況の変化も踏まえた課題と対応方針を整理する。

論点	主な変更点（新たに追加を検討する記述）	主な変更箇所
鳥獣の管理の強化	● 第二種特定計画の目的を達成するため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第二種特定計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて、適切な評価、見直しを行い、順応的な計画の推進を図る。	P. 47-50
	● 県をまたぐ指定管理捕獲等事業の実施について、必要に応じ広域協議会を組織して捕獲に取り組む。	P. 4-5、61
	● 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める。	P. 16-17
鳥獣の保護の推進	● 錯誤捕獲の防止のため、鳥獣保護管理事業における錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導・錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進する。	P. 10、42、51
	● 鳥類の鉛中毒の防止のため、全国的なモニタリング体制の構築と鉛汚染による種や個体群への影響評価を進めるとともに、捕獲した鳥獣の放置の禁止を徹底する。	P. 20
人材育成	● 狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の確保・育成に関して、免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めることが重要。	P. 3、10、54
	● 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた 検討・支援を進める。	P. 16
野生鳥獣に由来する感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生鳥獣由来の感染症について、希少鳥獣保護の観点も踏まえながら、情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等を実施し、感染症対策の観点からも野生鳥獣の保護管理に取り組んでいく。 ● 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等とも連携・情報共有を行って対応することが必要。 ● 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）に関しては、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を推進。 	P. 18-19、20、57-58
その他	● 外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際、計画的な管理への影響の有無等について考慮する。	P. 12
	● 捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は防疫措置をとること、外来鳥獣については放獣しないことを指導する。	P. 41-42
	● 市街地に出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築するとともに人材育成の取組を検討することが必要。	P. 6、53
	● 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進する。	P. 7-8 P. 51